# 104-22

## 問題文

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)で定める第一種特定化学物質はどれか。1つ選べ。

- 1. クロロホルム
- 2. 四塩化炭素
- 3. ポリ塩化ビフェニル
- 4. 2.3.7.8-テトラクロロジベンゾ-p-ジオキシン
- 5. スクラロース

## 解答

3

#### 解説

第一種特定化学物質 とは、 「難分解性、高蓄積性及びヒト又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質」 のことです。 第一種特定化学物質は、H30 4 月時点で 33 種類規定されています。 代表的なものは

- ・ポリ塩化ビフェニル
- ポリ塩化ナフタレン
- ・ヘキサクロロベンゼン
- ・アルドリン
- ・ディルドリン
- ・エンドリン
- · DDT
- ・クロルデン
- ・ビスオキシド などです。

ちなみに、 第二種特定化学物質 の代表例が

- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・四塩化炭素 などです。

ピンポイントに「ポリ塩化ビフェニルが第一種特定化学物質」と思い出せなかった場合は、 選択肢 1 は、 クロロホルム→麻酔作用を連想すると「長期毒性、高蓄積性」といった性質とは符号しないのではないかと考えて誤り。

選択肢 2 は、 第二種特定化学物質なので誤り。

選択肢 4 は、 ダイオキシン類なので、規制が別枠だから誤りではないか。

選択肢 5 は、 スクラロースは糖の一種ではないかと考えれば誤りでは?(ちなみにスクラロースは「人工甘味料」の一種です。102-17 に既出です。) として、選択肢を消去できるとよいのではないでしょうか。

以上より、正解は3です。

#### 類題